

障がい福祉サービスについて

～日中活動系サービスの利用にあたって～



お問い合わせ先
藤沢市 福祉部 障がい者支援課
TEL：0466-50-3528
FAX：0466-25-7822
E-mail：
fj-shogaifu@city.fujisawa.lg.jp

発行年月日 2022年（令和4年）5月20日

日中活動系サービスの種類について

日中活動系サービスとは、障がい福祉サービス（自立支援給付・地域生活支援事業等）のうち、在宅等から施設へ通い、施設で目的に応じて日中活動を提供するものを指します。日中活動系サービスには、目的や内容によってさまざまな種類があります。

		サービスの種類	内容	利用者負担
自立支援給付	介護給付	生活介護	日中活動として、創作や生産活動の機会を提供します。（障がい支援区分3以上（50歳以上の場合には障がい支援区分2以上））	障がい支援区分と利用される事業所により異なります。 1日500円程度から
	訓練等給付	自立訓練	一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います。	施設規模等により異なります。 1日500円程度から
		就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、必要な知識及び能力向上のために訓練を行います。	施設規模等により異なります。 1日500円程度から
		就労継続支援	一般企業への就労が困難な人に働く場を提供すると共に能力向上のための訓練を行います。就労継続支援には、障がい者と雇用契約を結び原則として最低賃金を保障するしくみの「A型」、雇用契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける「B型」があります。	施設規模等により異なります。 1日430円程度から
地域生活支援事業	日中一時支援事業	日中活動の場の確保や、宿泊を伴わない一時的な施設利用支援を行います。	2時間まで 100円 2～5時間まで 200円 5～8時間まで 285円	
	地域活動支援センターⅢ型事業	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図ることを目的とした施設利用支援を行います。	無料	

※食費や光熱水費等の必要な経費は実費となります。

※自立支援給付・地域生活支援事業は他にも居宅介護、移動支援などの福祉サービスがあります。

※利用対象年齢は原則として65歳未満の方に限ります。（65歳以上は介護保険の日中活動サービスが優先されます。）

サービス利用までの流れ

1. 利用したい事業所を探す

日中活動系サービスを提供している事業所は、それぞれの事業所ごとに様々な特色があります。その多様な事業所の中から、ご本人が「通いたい」と感じられる事業所を探す必要があります。

事業所を探すに当たっては、サービス種類や実際の活動内容、事業所の所在地やそこに所属する人たちとの相性など、様々な条件を踏まえてご検討ください。

実際に事業所へ行き、見学や実習を通して雰囲気等を肌で感じることも大切です。

*就労継続支援B型につきましては、過去に就労移行支援を利用したことがある方か、就労経験のある方がサービス利用の対象となります。

2. サービスの利用申請をする

利用する事業所が決まったら、障がい者支援課でサービスの利用申請を行います。

利用するサービスの種類によって必要となる書類や決定までの手続きが変わります。複数のサービスを提供している事業所の場合は、どのサービスで通所することになるのかを確認した上で手続きをされるとよりスムーズです。来庁前に障がい者支援課へお問い合わせいただければ、手続きの際に必要な書類や持ち物のご案内をいたします。

3. 事業所と利用契約を結ぶ

サービスの利用申請を障がい者支援課で行い、必要書類の提出や手続きが完了すると、郵便で「障がい福祉サービス受給者証（ももいろ）」または「藤沢市地域生活支援事業受給者証（みどりいろ）」が届きます。この受給者証を用い、事業所とサービスの利用契約を結んでいただき、サービスの利用が開始されます。

障がい福祉サービスに関する用語①

・障がい支援区分

障がい福祉サービスのうち、介護給付を利用する際に必要となるものです。障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いが、非該当から区分6で認定されます。この区分に応じて、ご利用になれるサービスの種類や量が変わります。

障がい支援区分は、原則18歳の誕生月の翌月から取得することが可能で、申請の受付は概ね3か月前から行っています。申請から障がい支援区分の認定までは、2～3か月程度の時間がかかります。

障がい支援区分は、認定調査の結果と主治医意見書をもとに市町村審査会で認定されます。

・認定調査

障がい福祉サービスを利用する際に、ご本人に必要な支援の状況を確認するために行う調査です。自宅や市役所、通所先や学校等で専門の認定調査員が行います。

・主治医意見書

障がい支援区分を取得する際に必要になります。申請時にご本人から指定された医師に意見書作成を依頼します。専用の書式があり、藤沢市から直接病院へ送付するか、もしくは受診時にご本人が持ち込むことができます。意見書の作成料は市が負担します。

障がい福祉サービスに関する用語②

・サービス等利用計画案

障がい福祉サービスのうち、自立支援給付をご利用になる際に必要となるものです。計画相談支援とセルフプランのどちらかの形で提出していただきます。

・計画相談支援

相談支援事業所に所属する相談支援専門員がご本人やご家族から生活上の課題や将来的な希望等を伺い、サービス等利用計画案を作成する、諸機関との連絡調整をする等の支援を行うサービスです。

・セルフプラン

サービス等利用計画案を、ご本人やご家族が作成するものです。藤沢市で作成した書式があり、そこにご記入いただいて提出していただきます。書式は障がい者支援課にあるほか、藤沢市のホームページにも掲載しております。

藤沢市では毎週水曜日に、窓口にてふじさわ基幹相談支援センターえぼめいくによるセルフプランの作成支援を行っておりますので、ご希望の方はお問い合わせください。

【サービスの受付窓口】

藤沢市 障がい者支援課（藤沢市役所本庁舎2階）

受付時間 午前8時30分から午後5時まで